

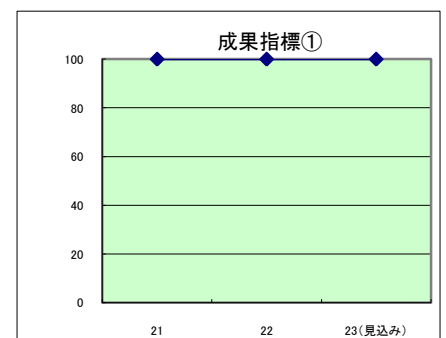
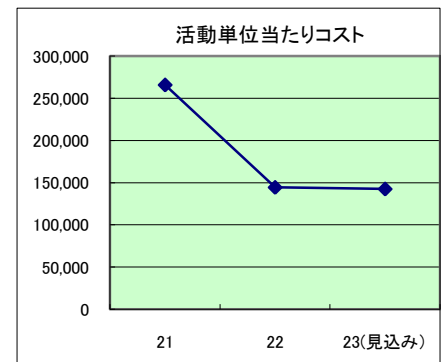
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

都指03

事務事業名		開発指導一般事務		会計	1	一般会計	
				款	8	土木費	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	1	安全・安心、快適で住みやすいまち	項	4	都市計画費	
	施策(節)	8	住環境	目	4	都市整備推進費	
	施策の方向	(2)	安全・快適な住環境の促進	事業	5	一般事務(建築指導課)	
関連する計画等				作成部署	都市開発部建築指導課		
事業の目的				連絡先	072-958-1111 内線 2511		
対象(誰を・何を)				開発行為及び宅地造成行為等を行う法人及び個人			
意図(どういう状態にしたいのか)				法に基づく許可若しくは要綱に基づく協議を行うことにより、安全・快適な住環境の確保を目指す。			
事業の内容				市街化区域内における宅地造成等開発計画の相談者や無届の造成行為者に対し、都市計画法による開発許可・宅地造成等規制法による宅造許可・建築基準法による道路の位置の指定等の手続きに誘導し、安全・快適な住環境の確保のために道路下水公園等必要な公共施設の設置を指導し、法に基づく許可や検査済証等を発行する。また、許可不要の場合の証明書を発行する。 市街化調整区域における上記行為者に対し、安全・快適な住環境の確保のために道路下水公園等必要な公共施設の設置を指導し、許可権者である大阪府に対し協議及び要請する。			
根拠法令等				都市計画法、宅地造成等規制法、建築基準法、羽曳野市開発指導要綱 外			
事業開始時期				☐ 昭和 18 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 終了年度 平成 年度 ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている			
事業開始時からの状況変化				地下の安価な市街化調整区域において、宅地造成等開発計画が増える傾向にある。			
市民や議会の要望				開発区域周辺の居住環境の保全			
実施手法				☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()			
委託先				委託内容			
☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他							

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		331	352	536	
人件費【2】 (千円)		26,250	18,000	18,000	
職員数	正規職員	3.50 人	2.50 人	2.50 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	100.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		26,581	18,352	18,536	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)	34	262	30	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	1,014	2,405	2,275	
	一般財源 (千円)	25,533	15,685	16,231	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 開発行為に係る協議・許可等		件	100	127	130
②					
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		265,810 円	144,504 円	142,585 円	
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		224 円	155 円	157 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名	単位	指標設定の考え方	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	① 開発・宅造許可事業の工事完了検査合格率 (式) 検査済証発行件数÷検査件数×100	%	開発行為に係る工事を法令等の基準に適合させ完了へと指導する	目標 100 実績 100	100 達成率(%) 100.0%	100
	② (式)			目標 実績	達成率(%)	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	安全・快適な住環境の確保に向け、法令・要公の規定により事務事業を執行している。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	開発指導要綱の規定により必要な公共施設の整備を含め土地利用について指導し、大阪府より市街化区域における法令による許可等権限の移譲を受け、安全・快適な住環境の確保に事務執行している。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	手数料については、大阪府及び府下事務処理市同額であり、改定論議はない。担当長を含め3名で事務執行しており現場等もあり最小限である。 市街化調整区域における許可等権限の移譲を受けることにより、市内全域でさらなる安全・快適な住環境の確保を目指し、現人数で手数料収入も増額する。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☐	☐	☒	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
市の他事業と重複していない		☒	☐	☐		
民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない		☒	☐	☐		
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	街づくりの目標、安全・安心・快適で住みやすいまち実現に向け、羽曳野市開発指導要綱による指導をし、さらに大阪府から許可等権限の移譲を受け、事務執行している。	
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐		
	成果を向上させる余地がない	☐	☒	☐		
	市民の視点にたつてサービスが提供されている	☒	☐	☐		
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒		
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒		
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒		
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒		
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	全ての検査を実施した事業において、法令等の規定どおりの完了を確認した。	
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐		
	成果指標は前年度より向上している	☐	☐	☒		

担当部局評価	総合評価														
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了														
	評価の理由														
	現在、羽曳野市開発指導要綱による指導をし、大阪府から市街化区域の許可等権限の移譲を受け、事務執行している。大阪府からの許可等権限の移譲を市街化調整区域に拡大(市全域)・充実を図り、街づくりの目標、安全・安心・快適で住みやすいまちの実現にさらに努めるものである。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 平成23年10月1日をもって大阪府から市街化調整区域の開発等許可権限を移譲を受けるため、平成22年10月から半年交代にて1名ずつ職員を大阪府へ実務研修に出向させている。														
行革本部評価	総合評価										評価理由・意見				
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了														